

香港市場におけるアフターコロナの観光誘客プロモーション事業  
(旅行会社招請業務)

業務仕様書

(一社) 東北観光推進機構

# 仕様書

## 1. 業務名

香港市場におけるアフターコロナの観光誘客プロモーション事業（旅行会社招請業務）

## 2. 目的

香港は訪日経験者が多く、日本への興味関心が非常に強いことから、この先、海外渡航が再開された際、訪日需要が高まることが期待できる市場である。特性として、東アジア市場の中で、1人あたり旅行支出額が比較的高いことや、夫婦やカップルでの訪日が多いことなどが挙げられる。

これらを踏まえると、アフターコロナの局面において、先行して海外旅行を行うのは、経済的に余裕がある高所得者層や、旅行意欲が高い特定関心層（以下、「S I T層」という。）や夫婦・カップル層であると考えられる。

本事業では、香港市場の高所得者層、S I T層及び夫婦・カップル層に強く訴求できるコンテンツを中心に、東北6県および新潟県（以下、「東北7県」という。）を周遊する招請を実施し、東北7県を主体とする訴求力の強い旅行商品の造成を図ることにより、東北7県への誘客促進を目指す。

## 3. 事業上限金額

金3,350,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、上記金額内で東北観光推進機構が指定する額で、東北観光推進機構・秋田県・宮城県とそれぞれ契約を締結すること。

## 4. 契約期間

契約日から2023年3月22日（水）まで

## 5. 業務内容

### （1）招請時期、被招請者

- ・招請時期は夏季（7月～8月）及び秋季（10月～11月）とし、いずれも4泊5日程度（機内泊含まず）とする。
- ・被招請者は、高所得者層やS I T層、夫婦・カップル層をターゲットにした旅行商品に強みを持つ旅行会社・ランドオペレーターとする。
- ・夏季は在日の旅行会社・ランドオペレーターを、秋季は香港現地の旅行会社を招請すること。提案に当たっては、選定理由を明記すること。なお、選定に際して、日本及び東北7県への誘客実績を考慮すること。

※ただし、香港及び日本国内における新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、招請時期及び被招請者を変更することも可能とする。招請時期及び被招請者については、最終的に連携先と協議の上決定すること。

- ・いずれの行程においても3社3名を招請し、被招請者の重複が生じないようにすること。
- ・被招請者の選定に当たっては、可能な限り早期の調整を行い、キャンセルが発生する時期を明記するなど、キャンセル料等が発生しないようにすること。なお、キャンセル料が生じた場合、全て受託者が負担することとする。

## (2) 業務の内容

### ①招請行程の提案

- ・香港で人気がある田沢湖や角館、松島、鳴子等のコンテンツを含む行程とし、香港の高所得者層やSIT層、夫婦・カップル層に訴求できる自然体験や屋外アクティビティ、文化等を取り入れること。
- ・行程は、秋田県・宮城県のコンテンツを中心に、東北7県の観光スポット等の中から選定することとし、広域観光を紹介する内容で提案すること。なお、東北7県全てのコンテンツを必ず行程に含める必要はない。
- ・インバウンド対応を行っている施設、観光コンテンツを中心に、実際の商品化を見据えた現実的な行程とすること。
- ・いずれの行程においても、東北7県の主要空港または主要駅から出発する行程とすること。
- ・夏季は屋外アクティビティを含む行程を、秋季は紅葉と屋外アクティビティの双方を訴求する行程とすること。
- ・各招請において、秋田県及び宮城県で1泊以上すること。
- ・行程の提案に当たっては、香港現地の旅行会社2社以上に意見を聴取すること。また、選定理由を明記すること。
- ・受託者は、招請の実施前に被招請者に行程に係る意見を聴取し、委託者と調整の上行程を決定すること。

### ②招請に向けた旅行手配等

- ・被招請者選定に係る連絡調整及び手続等を行うこと。
- ・被招請者の旅行手配について、在日の旅行会社・ランドオペレーターを招請する場合は、被招請者の自宅から出発地までの移動を含む日本国内交通費・宿泊費・食事代等を計上すること。また、香港現地から旅行会社を招請する場合は、被招請者の自宅から出発地である海外拠点空港までの移動を含む海外渡航費、日本国内交通費・宿泊費・食事代等を計上すること。
- ・招請中、被招請者の中から新型コロナウイルス感染症の罹患者が出た場合、係る対応費用は全て受託者が負担するものとする。
- ・招請中の移動手段として、専用車を手配すること。
- ・観光施設等の視察に係る経費を計上するとともに、事前に取材許可及び見学費の減免許可等を得ること。
- ・事業目的の達成にふさわしい通訳及びガイドを手配し、当該通訳及びガイドに要する経費（交通費、宿泊費、食事代及び見学費等）を計上すること。
- ・宿泊先は、インバウンド受入に積極的であり、かつ原則として客室又は公共スペースでのWi-Fiが利用可能な宿泊施設とすること。また、原則1人1部屋ずつ手配すること。
- ・被招請者に当該事業に係る傷害保険を手配することとし、必要な経費を計上すること。
- ・被招請者に対してアンケート調査を実施し、集計及び分析の上報告すること。なお、アンケートの内容については、事前に委託者と協議することとし、今後の香港市場からのインバウンド誘客への検討材料となるものにする。
- ・招請実施後は参加者に適宜必要な情報提供等を行うことにより、旅行商品の造成に向けたフォローアップを行うこと。また、事業報告書において造成の実績について報告すること。なお、旅行商品が造成されなかった場合は、その理由を聞き取り、報告書に明記すること。

### (3) 事業報告書の作成及び提出

#### ①中間報告書

- ・夏季招請が終わり次第、速やかに招請内容をまとめた中間報告書を作成し提出すること。なお。報告書は東北観光推進機構及び東北7県が旅行会社へのセールス等に自由に使用できるものとする。

#### ②事業完了報告書

- ・2023年3月22日(水)までに事業完了報告書を提出すること。

### 6. 事業効果の把握等に関する事

- (1) 本事業が、旅行商品の造成や、誘客促進等につながったことを把握できる成果指標の設定、測定(調査)方法を提案及び実施すること。
- (2) 旅行商品の造成時期等により、成果指標に係る実数を把握することが難しい場合は、被招請者から見込み数を聴取するなどし、効果測定に支障が生じないようにすること。

### 7. その他

- (1) 受託者は、委託者と締結した「業務委託契約書」の各条項を遵守し業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、業務に要する機材および消耗品について準備すること。
- (3) 受託者は、業務の各段階において業務の遂行について随時報告を行い委託者の了解を得ること。
- (4) 受託者が業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手すること。
- (5) 委託者が必要と判断した際には、受託者と協議を行った上で、本契約の内容を変更することができる。

以上